

令和5年度 地域密着型サービス事業者集団指導資料

－認知症対応型通所介護 特記事項－

【目次】

○認知症対応型通所介護事業所における人員等の特記事項について

地域密着型サービスに係る各町の条例

- ◇ 市川三郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
 - ◇ 早川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
 - ◇ 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
 - ◇ 南部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
 - ◇ 富士川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・各条例とも地域密着型通所介護の「地域との連携等」については第59条の17に規定

峡南広域行政組合事務局厚生支援課

○ 認知症対応型通所介護事業所における人員等特記事項について

認知症対応型通所介護事業所における人員基準と地域密着通所介護事業所は概ね同じであるが、以下に相違がある事項について特記する。

(1) 生活相談員について (地域密着型通所介護と同じ)

(2) 看護職員・介護職員について [認知症対応型通所介護]

単位ごとに2人以上配置する必要があるが、必ずしも看護職員を配置しなければならないものではない。

- ①単位ごとに、専ら当該認知症対応型通所介護の提供に当たる看護・介護職員を1以上配置しなければならない。
- ②提供している時間帯に看護職員又は介護職員が勤務している時間数の合計数を、提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数。
- ③認知症対応型通所介護の単位ごとに看護・介護職員を常時1人以上確保すること。

(3) 管理者について [認知症対応型通所介護]

1. 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

- ①当該指定認知症対応型通所介護事業所の従事者としての職務に従事する場合。
- ②同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合。

2. 適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

※研修とは、認知症介護実践者研修や認知症対応型サービス事業管理者研修等のこと

【地域密着型通所介護等の管理者の兼務は管理者業務に支障をきたさないことが原則】